

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度の強度行動障害者の支援を行う施設に対し、生活支援員等の加配その他の利用者に対する適切な指導、訓練等を実施するために必要な経費について、予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、重度の強度行動障害加算事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、利用者の安全の確保及び行動障害の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、千葉県重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱（令和3年制定千葉県要綱）の例による。

(対象施設等)

第3条 この事業の対象施設は、当市の援護する支援対象者を受け入れ、千葉県内において設置及び運営されている指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所のうち、法人が設置及び運営するもの又は船橋市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に同項の規定により施設の管理を行わせているものに限る。

(対象施設の要件)

第4条 指定障害者支援施設は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 医師については、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していること。
- (2) 職員については、指定障害者支援施設において通常必要とされる生活支援員（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・第2次一括法）の施行に伴い、各地方自治体が条例で定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「指定基準」という。）に定める職員の基準に該当する職員及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）における職員の加配が求められる給付費の加算等を受けている場合の加算等の

算定に係る職員の員数に加えて次のア、イに掲げる強度行動障害者の区分に応じて定める人数を配置していること。

ア 重度の強度行動障害者 原則として重度の強度行動障害者が1人の場合は、常勤専従の生活支援員1人以上、重度の強度行動障害者が2人の場合は、常勤専従の生活支援員1人に生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数以上、重度の強度行動障害者が3人の場合は、常勤専従の生活支援員2人に生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数以上、重度の強度行動障害者が4人の場合は常勤専従の生活支援員3人に生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数以上、重度の強度行動障害者が4人を超える場合は、常勤専従の生活支援員4人に重度の強度行動障害者が1人増すごとに生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性に合った支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数についていずれも常勤換算方法で1人を下回ることができる。

イ 最重度の強度行動障害者 原則として最重度の強度行動障害者が1人の場合は、常勤専従の生活支援員1人に生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数以上、最重度の強度行動障害が1人を超える場合は、常勤専従の生活支援員1人に、生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数に、1人増すごとに常勤専従の生活支援員1人に、生活支援員を常勤換算方法で1人を加えて得た数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性に合った支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数についていずれも常勤換算方法で1人を下回ることができる。

(3) 心理療法を担当する職員を1人以上配置していること。

(4) 居室は、原則として個室とすること。

(5) 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うための必要な設備を設けていること。ただし、構造上設置が困難な場合は、この限りでない。

(6) 報酬告示における施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）

又は（Ⅲ）の算定要件を満たしている事業所であること。

2 指定共同生活援助事業所は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として介護サービス包括型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であること。
- (2) 職員については、指定共同生活援助事業所において通常必要とされる生活支援員（指定基準に定める職員の基準に該当する職員及び報酬告示における職員の加配が求められる給付費の加算等を受けている場合の加算等の算定に係る職員をいう。）の員数に加えて次のア、イに掲げる強度行動障害の区分に応じて定める人数を配置していること。

ア 重度の強度行動障害者

原則として重度の強度行動障害者が1人の場合は、常勤専従の生活支援員1人以上、重度の強度行動障害者が1人を超える場合は、常勤専従の生活支援員1人に、1人増すごとに常勤専従の生活支援員1人を加えて得た数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性に合った支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数についていずれも常勤換算方法で1人を下回ることができる。

イ 最重度の強度行動障害者

原則として最重度の強度行動障害者が1人の場合は、常勤専従の生活支援員2人以上、最重度の強度行動障害者が1人を超える場合は、常勤専従の生活支援員2人に、1人増すごとに常勤専従の生活支援員2人を加えて得た数以上配置していること。ただし、この配置が難しい場合において、支援対象者の特性に合った支援ができると認められ、かつ、生活支援員の実人数が人数配置の要件を満たしている場合には、常勤専従の生活支援員及び常勤換算方法で算定する生活支援員の人数についていずれも常勤換算方法で1人を下回ることができる。

- (3) 原則として夜勤又は宿直を行う体制となっていること。
- (4) 必要に応じて日常生活上の健康管理を行うための体制が整っていること。
- (5) 利用者への心理的ケアについて必要に応じて生活支援員が専門の者に相談できる体制等がとれること。
- (6) 重度の強度行動障害者又は最重度の強度行動障害者に対応できる次の要件を満たしていること。

ア 共同生活住居に職員の宿直時又は夜勤時に必要なスペースがあること。

イ 居室は個室とし、収納設備を除き 9.9 m²以上の面積を有すること。

ウ 障害特性に応じた構造上の工夫がなされていること。

エ 重度の強度行動障害者又は最重度の強度行動障害者の入居する共同生活住居に入居する強度行動障害者の人数は1ユニット当たり5人を超えないこと。

(7) 報酬告示における共同生活援助の重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定要件を満たしている事業所であること。

（実施の届出等）

第5条 この要綱に基づき船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金を実施しようとする事業者（以下「申請者」という。）は、会計年度ごとに事業開始の前月1日までに、船橋市重度の強度行動障害加算事業実施施設承認申請書（障害者支援施設の場合は第1号様式の1に、共同生活援助の場合は第1号様式の2）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請書の内容に変更があった場合又は新たに支援対象者の受け入れを実施しようとする場合は、船橋市重度の強度行動障害加算事業実施施設承認申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実施の承認）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、船橋市重度の強度行動障害加算事業実施施設承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知し、遅滞なく届出書類の写しを千葉県知事に提出するものとする。

（交付の対象）

第7条 この補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、支援対象者を受け入れた指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所が支援対象者の支援に要した経費で別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第8条 この補助金の補助基準額及び補助率等は別表のとおりとする。

（交付の期間）

第9条 補助金の交付対象期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 重度の強度行動障害者が指定障害者支援施設で入所若しくは短期入所を開始した日又は、指定共同生活援助事業所で入居若しくは短期入所を開始した日から3年間。た

だし、千葉県が設置する暮らしの場支援会議（以下、「支援会議」という。）による判定の結果、行動関連項目の点数の合計と支援度関連項目の点数の合計のいずれかが 18 点以上である場合は以下のとおりとする。なお、点数の合計がいずれも 17 点以下だった場合は当該期間をもって交付対象期間を終了する。

ア 交付対象期間を 3 年間延長する。

イ アの規定により延長した場合で、更に交付対象期間の延長を求める場合は、延長後おおむね 2 年経過後、支援会議による判定を依頼すること。

ウ イの規定による判定の結果で、行動関連項目の点数の合計と支援度関連項目の点数の合計のいずれかが 18 点以上である場合は、交付対象期間を 3 年間延長し、点数の合計がいずれも 17 点以下である場合はアに規定する期間をもって交付対象期間を終了する。

- (2) 最重度の強度行動障害者が指定障害者支援施設で入所又は短期入所を開始した日、もしくは、指定共同生活援助事業所で入居又は短期入所を開始した日から 3 年間。ただし、支援会議による判定の結果、行動関連項目と支援度関連項目の点数がいずれも 18 点以上である場合は、以下のとおりとし、いずれかが 18 点以上である場合は前号の規定を適用する。なお、点数の合計がいずれも 17 点以下だった場合は当該期間をもって交付対象期間を終了する。

ア 交付対象期間を 3 年間延長する。

イ 交付対象期間を延長した場合で、さらに交付対象期間の延長を求める場合は、延長後概ね 2 年経過後以降、支援会議による判定を依頼すること。

ウ 前号の判定で、点数の合計のいずれも 18 点以上である場合は、交付対象期間を 3 年間延長する。なお、点数の合計のいずれかが 18 点以上である場合は前号の規定を適用する。なお、点数の合計がいずれも 17 点以下だった場合は当該期間をもって交付対象期間を終了する。

(交付の申請)

第 10 条 補助金の交付を受けようとする対象施設の事業者は、船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付申請書（第 3 号様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の条件)

第 11 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金の対象経費と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) その他市長が必要と認める事項
(交付可否の決定等)

第12条 市長は、第10条の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、補助の可否を決定し、その旨を船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした事業者に通知する。

(変更等の承認)

第13条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は補助金に係る事業の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金変更等承認申請書（第5号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業を行う者は、当該事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金額を確定し、その旨を船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知する。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、対象施設の事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 暴力団等であることが判明したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第12条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付の特例)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、補助事業を行う者は、船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第15条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、その超える額について規則第16条の2及び第16条の3の規定を準用する。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業を行う者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類その他の関係書類を整備し、これらを事業完了の日（事業の変更、中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(調査又は報告)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業を行う者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月17日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表

対象者	対象施設等の種類	補助基準額	対象経費の種類等	補助率等
重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	支援対象者 1 人あたり日額 16,000 円に利用日数を乗じた額を上限とする。	(1) 支援対象者の支援にあたる職員の人件費 (2) 支援対象者の支援に係る追加的経費	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額。
	指定共同生活援助事業所	ただし、対象経費の種類等(2)の①-1 及び①-2 に関しては合計で 1,000,000 円を上限とする。	追加的経費とは、支援対象者の受入れに伴い、支援に新たに必要となる備品の購入費用及び受入れ後に支援対象者が壊した備品の再購入費用(①-1)、受入れ後に発生した現状回復のための修繕に係る費用(①-2)を対象とする。また、支援対象者に対する個別支援のために、支援対象者の支援員として配置されている者又は配置される予定の者が参加する講習や研修等の受講に係る費用(②)を対象とする。	
最重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	支援対象者 1 人あたり日額 32,000 円に利用日数を乗じた額を上限とする。	(1) 支援対象者の支援にあたる職員の人件費 (2) 支援対象者の支援に係る追加的経費	
	指定共同生活援助事業所	ただし、対象経費の種類等(2)の①-1 及び①-2 に関しては合計で 1,000,000 円を上限とする。	追加的経費とは、支援対象者の受入れに伴い、支援に新たに必要となる備品の購入費用及び受入れ後に支援対象者が壊した備品の再購入費用(①-1)、受入れ後に発生した現状回復のための修繕に係る費用(①-2)を対象とする。また、支援対象者に対する個別支援のために、支援対象者の支援員として配置されている者又は配置される予定の者が参加する講習や研修等の受講に係る費用(②)を対象とする。	

第1号様式の1

船橋市重度の強度行動障害加算事業実施施設届出書（施設入所支援）

年 月 日

船橋市長 あて

届出者 住 所

法 人 名

代表者氏名

施 設 の 種 別	障害者支援施設		
施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
施 設 の 定 員	入所： 人	通所： 人	
短 期 入 所 定 員	宿泊： 人		
直接処遇職員配置基準 （通所と短期入所を 合計した人数）	指定基準上必要な職員数（A）	人	
	他の加算に必要な人員（B）※1	人	
	計（C）（=A+B）	人	
重度の強度行動障害者の受入人数			人
	対象者に対して追加で配置する生活支援員数(D)	常勤 人・非常勤 人 （合計常勤換算 人）	
最重度の強度行動障害者の受入人数			人
	対象者に対して追加で配置する生活支援員数(E)	常勤 人・非常勤 人 （合計常勤換算 人）	
必要な職員数（F）（=C+D+E）			人
直接処遇職員の現員数（G）※2			人
重度障害者支援加算算定	有 ・ 無		
日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために従事する医師	(氏名)		
心理療法を担当する職員	(氏名)		
	(資格等)		
行動改善室・観察室等	有 ・ 無		
事業開始（変更）年月日 （補助対象利用期間及び補助対象見込日数も記載）※	年 月 日 （〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 計〇日間）		

- ※1 重度障害者支援体制加算、自活訓練加算等、職員の加配が求められる給付費の加算（国制度・市町村補助金等）を受けている場合に記入すること。
- ※2 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表の内容と一致させること。
- ※3 事業開始年月日は支援対象者が入居する予定の日（複数年度に及ぶ場合は当該会計年度の初日）を記入すること。

（添付書類）

- （1）従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表（事業開始予定月）
- （2）建物の平面図、各室ごとの室名及び面積表
- （3）対象者に対する支援計画がわかる資料（支援計画シートや支援手順書（案）等）
- （4）その他参考となる資料

第1号様式の2

船橋市重度の強度行動障害加算事業実施施設届出書（共同生活援助）

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
申請者 法人名
代表者氏名

1 共同生活援助事業所概要	共同生活援助事業所名称						
	共同生活援助事業所 事務所所在地、連絡先		所在地 〒 電 話				
	共同生活援助事業所定員		人				
	移行 者 関 係	共同生活住居名称					
		共同生活住居 所在地、連絡先		所在地 〒 電 話			
		共同生活住居定員		人			
		支援対象者区分・人 数		重度の強度行動障害者 人 最重度の強度行動障害者 人			
2 職員体制	管 理 者（氏名）						
	サービス管理責任者（氏名）						
	世 話 人（氏名）						
	必要 数	生活支援員の体制※2		常勤	人	非常勤	人（合計 常勤換算 人）
		必要数(①+②+③)		常勤	人	非常勤	人（合計 常勤換算 人）
		①指定基準上必要な員 数		常勤	人	非常勤	人（合計 常勤換算 人）
		②他の加算等に必要な 員数※1		常勤	人	非常勤	人（合計 常勤換算 人）
		③対象者に対して追加 で配置する支援員数		常勤	人	非常勤	人（合計 常勤換算 人）
夜間支援体制		夜間支援体制の概要（夜勤・宿直の別、主に夜間支援者が常駐する予定の場所等を記載）					
3	重度障害者支援加算算定		有 ・ 無				

4 建物形態	①住居区分：一戸建て、アパート、マンション、 その他（ ） ②建物所有者名： ③賃貸借契約の内容： ア 家賃（月額） イ 契約期間 ④居室数： ⑤移行者居室の床面積： ⑥宿直室等の有無： 有・無 ⑦障害特性に応じた構造上の工夫（別紙添付可） （ ）
5 設置法人の障害者支援の実績（別紙可）	(施設、共同生活援助事業所の運営実績等を記載)
6 共同生活援助事業所における支援体制（別紙可）	① 支援の概要(予定される日常の支援の概要を記載) ②必要に応じ日常生活上の健康管理を行うための体制の概要（配薬や病気時の看護師等の医療職等の関与等について記載）
7 バックアップ施設・提携法人等による支援体制（別紙可）	①施設種別 ②施設等の名称 ③所在地 ④支援体制の概要（予定される支援体制の概要を記載） ⑤心理的ケアに関する相談等の体制（生活支援員の相談先等について記載）
8 事業開始年月日 ※3 （補助対象利用期間及び補助対象見込日数も記載）	年 月 日 （○年○月○日～○年○月○日 計○日間）

※1 重度障害者支援加算、その他職員の加配が求められる給付費の加算（国制度・市町村補助金等）を受けている場合に記入すること。

※2 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表の内容と一致させること。

※3 事業開始年月日は支援対象者が入居する予定の日（複数年度に及ぶ場合は当該会計年度の初日）を記入すること。

（添付書類）

- ・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表（事業開始予定月）
- ・建物の平面図、各室ごとの室名及び面積表
- ・対象者に対する支援計画がわかる資料（支援計画シートや支援手順書（案）等）
- ・その他参考となる資料

第 2 号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業実施施設承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者職氏名 様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった船橋市重度の強度行動障害加算事業実施施設について下記のとおり通知します。

記

1 承認する

2 承認しない

理由

第3号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年度船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金の交付を受けたいので、船橋市
重度の強度行動障害加算事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請しま
す。

また、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受け
てはならないことを承諾いたします。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 重度の強度行動障害加算事業補助金所要額調書（別紙A：個票、総括表）
- 3 収支予算書抄本

第 4 号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金交付可否決定通知書

指令第 号
年 月 日

住所

法 人 名

代表者職氏名 様

船橋市長

年 月 日付で申請のあった船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金の
交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を得ること。

3 交付しない

理由

第5号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった船橋市重度の
強度行動障害加算事業補助金に係る事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、
関係書類を添えて申請します。

記

1 変更、中止又は廃止年月日

2 変更、中止又は廃止の内容

変更前

変更後

第6号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった船橋市重度の
強度行動障害加算事業補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付実績額 円
- 2 重度の強度行動障害加算事業補助金精算書（別紙B：個票、総括表）
- 3 収支決算（見込）書抄本

第 7 号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者職氏名 様

船橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金について、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付決定額 円

第8号様式

船橋市重度の強度行動障害加算事業補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった船橋市重度の
強度行動障害加算事業補助金を下記のとおり概算払されますよう請求します。

記

円